

## 学校配置と通学距離・時間について

### 1 本市の現状

学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが重要である。

本市では、大部分の児童生徒は徒歩で通学しているが、広大な面積を持つ校区もあることから、一部の学校で法令の条件の距離を超えて通学している児童生徒がいる。それらの児童生徒には、遠距離通学による負担を軽減するため、自転車や公共交通機関による通学を許可したり、スクールバスを運行したりしている。

### 2 通学距離に関する法令基準等

#### (1) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

#### (2) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 (H27. 1 文部科学省)

徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km 以内、中学校で6 km 以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます<sup>1</sup>。

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、(中略)判断を行うことが適当であると考えられます。

### 3 通学距離及び通学時間の目安

基本的な考え方や、法令を踏まえ、通学距離等について次のとおりとすることが適当である。

(1) 通学距離については、小学校でおおむね4 km 以内、中学校でおおむね6 km 以内を目安とする。

(2) 通学時間においては、おおむね1時間以内を目安とする。

---

<sup>1</sup>小学校5年生と中学2年生を対象に通学距離とストレスとの関係を調べた、文部科学省新教育システム開発プログラム「通学制限に係わる児童生徒の心身の負担に関する調査研究」(平成20年)によると、小学校で4 km 以内、中学校で6 km 以内という通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増大することは認められなかったという結果が出ており、この調査結果を根拠としている。

#### 4 適正化に向けた具体的な取組に当たって

##### (1) 通学路の安全確保

通学距離が長くなる場合には、児童生徒の安全面を考慮して、通学路での交通事故や犯罪を防止するため、警察等と連携して必要な交通規制や道路標識の設置等、危険箇所の改善に努めたり、地域のこども見守り隊による見守り活動が従来どおり機能したりするよう、十分に調整することが重要である。

##### (2) 通学手段の確保

徒歩での通学距離・時間が、上述の距離・時間を超える場合は、児童生徒の健康面及び安全面を考慮して、自転車通学の許可やスクールバスの運行などにより児童生徒の負担軽減を図ることが重要である。